

# 当面の検討事項(案) に対する考え方

平成21年12月2日

総務大臣政務官  
小川 淳也

# 当面の検討事項（案）に対する考え方①

## 1. 平成22年度予算における直轄事業負担金制度等の見直しについて

### ○ 維持管理費負担金等の見直しについて

#### 【基本的考え方】

維持管理費負担金は平成22年度当初予算から全廃。

（理由）

地方からの要望を踏まえ、維持管理費は、管理者負担の原則から、管理者である国が平成22年度から全額負担すべき。

#### ・修繕費に係る負担金の取扱い

#### 【基本的考え方】

修繕費負担金は平成22年度当初予算から全廃。

（理由）

- ① 地方からの要望を踏まえ、維持管理費は、管理者負担の原則から、管理者である国が平成22年度から全額負担すべき。
- ② 維持費・修繕費の区分はあいまいであるため、修繕費負担金を残すべきではない。

#### ・流水占用料等の帰属

#### 【基本的考え方】

維持管理費負担金の廃止の方向性を打ち出したに過ぎない段階で、流水占用料等の帰属を議論すべきではない。

（理由）

- ① 流水占用料等は、用途の制限のない地方の重要な自主財源であり、維持管理費負担金という特定の用途と結びつけて議論するのは不適當。
- ② 実態としても、都道府県は、維持管理費負担金だけでなく、建設費負担金に加え一級河川の都道府県管理区間の管理費用を負担するほか、森林保全等水源涵養に係る費用なども負担している。
- ③ 平成11年の建設省通知において、「流水占用料等の額に相当する額については、河川の管理に要する費用に充当するよう特段の配慮」とされている。河川法上、「管理」は維持管理だけでなく建設も含む概念であり、また、用途についても、流水占用料等が一般財源であるとの性格から、「特段の配慮」とされており、地方の判断に委ねられている（別紙参照）。

## 当面の検討事項（案）に対する考え方②

### ・法令上の取扱い等

#### 【基本的考え方】

道路法第50条、河川法第60条、土地改良法施行令第52条等、維持管理費負担金に係る根拠法令を削除すべき。

（理由）

維持管理費負担金制度の廃止を法令上明確にすべき。

### ○ 直轄事業負担金の対象範囲の見直し

#### 【基本的考え方】

補助事業との均衡を図ることを基本に、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に行うとともに、徹底したコスト縮減に取り組むべき。

（理由）

現行制度は補助事業における取扱いと均衡を欠いているため。

### ・業務取扱費に係る負担金の見直し

#### 【基本的考え方】

補助事業との均衡を図ることを基本に、対象となる経費の範囲の見直しや業務取扱費等の制限率及び業務取扱費等に占める人件費の制限率の設定などを行うべき。

（理由）

現行制度は補助事業における取扱いと均衡を欠いているため。

## 2. 工程表（素案）の作成について

工程表（素案）には最低限以下の事項は盛り込むべき。

① 直轄事業負担金は遅くとも平成25年度当初予算までに全廃

（理由）

マニフェストで直轄事業負担金制度の廃止を約束しているため。

## 当面の検討事項（案）に対する考え方③

### 2. 工程表（素案）の作成について（続き）

② 維持管理費負担金は平成22年度当初予算から全廃  
（理由）

地方からの要望を踏まえ、維持管理費は、管理者負担の原則から、管理者である国が早急に全額負担すべき。

③ 直轄事業の範囲の縮減  
（理由）

地域主権を確立し、地域のことは地域の住民が決める観点に立って、国の直轄事業は、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方に委ねるべき。

④ 地方の意見の反映  
（理由）

地域主権を確立し、国と地方の関係を対等・協力を改める観点に立って、直轄事業負担金制度を廃止した場合における直轄事業に対する地方の意見を反映する制度について、検討すべき。

### 3. その他

・平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

#### 【基本的考え方】

全国知事会申し合わせ（7/14）の基準を踏まえ、直轄事業負担金の対象範囲の見直しを行うなどにより、全国知事会の納得できる請求を行うこと。また、情報開示を徹底すること。

（理由）

都道府県知事が議会や住民への説明責任を果たすことができないければ、直轄事業負担金を支払うことができない。

・地方との十分な意見交換について

#### 【基本的考え方】

・全国知事会からヒアリングを行った上でワーキングチームで取りまとめを行うこと。

・ワーキングチームの取りまとめ後、政府としての方針を決定する前に、全国知事会と閣僚レベルでの意見交換会を行うこと。

（理由）

ワーキングチームの取りまとめや政府としての方針決定に当たっては、当事者である全国知事会の意見を十分に反映させるべき。

# 直轄事業負担金に関するワーキングチーム 今後の進め方（案）

<12月2日>  
第2回直轄事業負担金に関する  
ワーキングチーム

- ・各省が論点に対する考え方等を提示・議論
- ・論点整理

<12月4日>  
第3回直轄事業負担金に関する  
ワーキングチーム

- ・論点整理について全国知事会からヒアリング
- ・論点整理

座長案を各省に提示

- ①平成22年度予算における方針
- ②工程表(素案)

<12月9日>  
第4回直轄事業負担金に関する  
ワーキングチーム

- ・ワーキングチームとしての取りまとめ
- ①平成22年度予算における方針
- ②工程表(素案)

<12月中旬>  
直轄事業負担金制度に関する意見交換会  
(三大臣及び全国知事会)の開催  
又はこれと同等の意見交換の場を開催

政府で方針を決定

○ 発電のための流水占用料等の最高限度額の改定等について

平成11年8月31日  
建設省河調発第9号

建設省河川局長から  
北海道開発局長・都道府県知事あて

発電のための流水占用料等の最高限度額については、平成11年8月31日付け別添告示(建設省告示第1655号)により改正されたが、その適用その他流水占用料等の徴収に関しては、下記事項に留意して遺憾のないようにされたい。

なお、昭和56年1月29日付け建設省河政発第6号(公営の発電事業に関する流水占用料等の徴収について)は、廃止する。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 流水占用料等収入額の使途について

河川の適正な管理を一層推進するため、徴収した流水占用料等の額に相当する額については、河川の管理に要する費用に充当するよう特段の配慮をすること。

(参考)

河川法(昭和三十九年七月十日法律第百六十七号)

(一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担)

**第六十条** 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用(指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。)については、政令で定めるところにより、その二分の一(改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五)を負担する。